

小山工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規程

制 定 平成 26 年 11 月 12 日

一部改正 平成 30 年 1 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第 14 条の規定に基づき、本校に、独立行政法人国立高等専門学校機構男女共同参画行動計画（平成 23 年 9 月 12 日策定）を推進するため、小山工業高等専門学校男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育活動全般を通じた男女共同参画の推進に関する事。
- 二 教育・研究・就業における男女共同参画の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境整備に関する事。
- 三 男女共同参画の意識啓発に関する事。
- 四 学校運営における意思決定への男女共同参画の推進に関する事。
- 五 その他男女共同参画に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総務主事
- 二 各学科及び一般科から各 1 名
- 三 教育研究技術支援部から 1 名
- 四 総務課長及び学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務主事をもって充て、副委員長は委員長の指名した者とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(専門委員会)

第 5 条 委員会に、第 2 条に規定する審議事項のうち、専門的事項について企画、調査及び処理を行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。